

5-1-4 悪臭

本事業の実施によって、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に悪臭物質が含まれること、施設からの悪臭物質の漏洩による環境の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、悪臭に関する調査、予測及び評価を実施した。

(1) 調査

1) 既存資料調査

① 調査事項

調査事項は、悪臭の状況とした。

② 調査対象

調査対象は、「京都府環境白書」、「宇治市の環境」、「城陽市環境報告書」、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」等の既存資料を対象とした。

③ 調査地域・地点

調査地域は、事業計画地周辺とした。

④ 調査時期

調査時期は、調査対象となる既存資料の最新年度とした。

⑤ 調査方法

調査方法は、調査対象となる既存資料を収集整理した。

⑥ 調査結果

調査結果は、「第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況、2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況、2-2-1 自然的状況、(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況、5) 悪臭に係る環境の状況」に示すとおりである。

2) 現地調査

① 調査事項

調査事項は、事業計画地周辺における悪臭の状況とした。

② 調査対象

調査対象は、悪臭の状況を把握するため、「悪臭防止法」に定める特定悪臭物質の濃度、臭気指数を対象とした。また、調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（風向、風速、気温、湿度、天候）についても対象とした。

③ 調査地域

調査地域は、大気質と同様に、事業計画地の中心から約 1.2km の範囲とした。

④ 調査地点

現地調査地点は図 5-1-4.1 に示すとおりである。

現有施設の稼働時における悪臭の状況を把握する場所として事業計画地敷地境界の 1 地点（S1）、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の近くで、調査用資機材の安全な設置ができ、調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所として大気質と同じ 4 地点（S2、S3、S4、S5）を選定した。

現地調査地点の概要は表 5-1-4.1 に示すとおりである。

表 5-1-4.1 現地調査地点の概要

地点	位置	概要
S 1	宇治市宇治折居 (事業計画地)	事業計画地の敷地境界
S 2	宇治市白川中ノ藪	事業計画地までの距離が近く、住居の用に供されている場所（住居地）の近傍 (農業研究施設の平坦な土地)
S 3	宇治市白川鍋倉山	事業計画地までの距離が近く、住居の用に供されている場所（福祉施設）の敷地内 (平坦な土地)
S 4	城陽市寺田奥山	事業計画地までの距離が近く、住居の用に供されている場所（住宅団地等）の近傍 (公共施設の平坦な空き地)
S 5	宇治市広野町尖山	事業計画地までの距離が近く、住居の用に供されている場所（住宅団地等）の近傍 (市管理地の平坦な未利用部分)

⑤ 調査時期

現地調査時期は、年間の変化を把握するため、悪臭の苦情が多くなる季節（夏季）と比較的少なくなる季節（冬季）とした。調査日は、雨、雪、強風の日を避けた平日の昼間を設定した。

調査期間及び頻度は表 5-1-4.2 に示すとおりである。

表 5-1-4.2 調査期間及び頻度

調査項目	調査期間及び頻度
悪臭の状況	年 2 回 夏季：平成25年8月19日 冬季：平成26年1月31日

⑥ 調査方法

調査方法は表 5-1-4.3 に示すとおりである。

表 5-1-4.3 調査方法

調査項目		調査方法
悪臭※	特定悪臭物質濃度 (22物質)	サンプリング分析 「特定悪臭物質の測定の方法」 (昭和47年環境庁告示第9号)
	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」 (平成7年環境庁告示第63号)
風向・風速、気温、 湿度、天候		現地実測 (簡易風向風速計、温湿度計による測定)

※事業計画地敷地境界では現有施設の風下側で試料採取した。

また、調査項目の分析方法は表 5-1-4.4 に示すとおりである。

表 5-1-4.4 分析方法

区分	調査項目	単位	分析方法	定量下限値
現 地 測 定 項 目	調査日	—	—	—
	調査時刻	—	—	—
	天 候	—	—	—
	気 温	℃	—	—
	湿 度	%	—	—
	風 向	—	—	—
	風 速	m/s	—	—
	気 圧	hPa	—	—
	臭気強度※ ¹	—	—	—
	臭 質	—	—	—
特 定 悪 臭 物 質	アンモニア	ppm	昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 1	0.1
	メチルメルカプタン		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 2	0.0002
	硫化水素		〃 〃	0.002
	硫化メチル		〃 〃	0.001
	二硫化メチル		〃 〃	0.0009
	トリメチルアミン		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 3	0.0005
	アセトアルデヒド		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 4	0.005
	プロピオンアルデヒド		〃 〃	0.005
	ノルマルブチルアルデヒド		〃 〃	0.0009
	イソブチルアルデヒド		〃 〃	0.002
	ノルマルバレールアルデヒド		〃 〃	0.0009
	イソバレールアルデヒド		〃 〃	0.0003
	イソブタノール		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 5	0.09
	酢酸エチル		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 6	0.3
	メチルイソブチルケトン		〃 〃	0.1
	トルエン		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 7	1
	スチレン		〃 〃	0.04
	キシレン		〃 〃	0.1
	プロピオン酸		昭和 47 年環境庁告示第 9 号 別表第 8	0.003
	ノルマル酪酸		〃 〃	0.0003
	ノルマル吉草酸		〃 〃	0.00009
	イソ吉草酸		〃 〃	0.0001
臭気指数※ ² (臭気濃度)		—	平成 7 年環境庁告示第 63 号	10 (10)

※1) 6 段階臭気強度表示法

- 0：無臭
- 1：やっと感知できるにおい（検知閾値）
- 2：何のにおいであるかわかる弱いにおい（認知閾値）
- 3：楽に感知できるにおい
- 4：強いにおい
- 5：強烈なにおい

※2) 臭気指数 = Log (臭気濃度) × 10

⑦ 調査結果

夏季の調査結果は表 5-1-4.5、冬季の調査結果は表 5-1-4.6 に示すとおりである。

事業計画地敷地境界と事業計画地周辺 4 地点の特定悪臭物質の濃度は、いずれの季節も全項目が定量下限値未満であり、規制基準値（敷地境界）を下回った。

また、事業計画地敷地境界と事業計画地周辺 4 地点の臭気指数（臭気濃度）は、いずれの季節も定量下限値未満であった。なお、京都府では臭気指数規制は導入されていない。

表 5-1-4.5 調査結果(夏季)

区分	調 査 項 目	単位	事業計画地敷地境界	事業計画地周辺					敷地境界	
			S1	S2	S3	S4	S5		規制基準	
			(B 地域)	(B 地域)	(A 地域)	(B 地域)	(A 地域)		A 地域	B 地域
現地調査項目	調査日	—	平成 25 年 8 月 19 日						—	—
	採取時刻	—	13:35～ 13:55	09:40～ 10:00	10:10～ 10:40	10:55～ 11:15	11:20～ 11:40		—	—
	天 候	—	晴	晴	晴	晴	晴		—	—
	気温	℃	33.9	28.8	32.8	33.0	32.0		—	—
	湿 度	%	53	79	58	56	62		—	—
	風 向	—	静穏	静穏	静穏	南東	静穏		—	—
	風 速	m/s	<0.2	<0.2	<0.2	1.1	<0.2		—	—
	気 圧	hPa	993.2	999.7	992.6	999.8	985.7		—	—
	臭気強度	—	1	0	0	0	0		—	—
	臭 質	—	不明	無臭	無臭	無臭	無臭		—	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1	5
	メチルメルカプタン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002	0.01
	硫化水素		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.02	0.2
	硫化メチル		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0.01	0.2
	二硫化メチル		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009	0.1
	トリメチルアミン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.005	0.07
	アセトアルデヒド		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.05	0.5
	プロピオンアルデヒド		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.05	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009	0.08
	イソブチルアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.02	0.2
	ノルマルバレールアルデヒド		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009	0.05
	イソバレールアルデヒド		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003	0.01
	イソブタノール		<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09		0.9	20
	酢酸エチル		<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3		3	20
	メチルイソブチルケトン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1	6
	トルエン		<1	<1	<1	<1	<1		10	60
	スチレン		<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04		0.4	2
	キシレン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1	5
	プロピオン酸		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003		0.03	0.2
	ノルマル酪酸		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.001	0.006
	ノルマル吉草酸		<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009		0.0009	0.004
	イソ吉草酸		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.001	0.01
臭気指数 (臭気濃度)		—	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)		—	—

「<」：定量下限値未満を表す。

表 5-1-4.6 調査結果 (冬季)

区分	調 査 項 目	単位	事業計画地 敷地境界	事業計画地周辺					敷地境界	
				S1 (B 地域)	S2 (B 地域)	S3 (A 地域)	S4 (B 地域)	S5 (A 地域)	規制基準	
									A 地域	B 地域
現 地 調 査 項 目	調査日	—	平成 26 年 1 月 31 日					—	—	
	採取時刻	—	13:00～ 13:20	09:20～ 09:40	10:00～ 10:20	10:50～ 11:10	11:20～ 11:40	—	—	
	天 候	—	晴	晴	晴	晴	晴	—	—	
	気温	℃	11.7	7.8	10.9	11.1	12.1	—	—	
	湿 度	%	42	87	60	55	53	—	—	
	風 向	—	北北東	静穏	南東	北北東	西南西	—	—	
	風 速	m/s	2.4	<0.2	0.6	0.6	1.6	—	—	
	気 圧	hPa	1006.3	1011.7	1004.4	1012.6	1014.4	—	—	
	臭気強度	—	1	0	0	0	0	—	—	
	臭 質	—	不明	無臭	無臭	無臭	無臭	—	—	
特 定 悪 臭 物 質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	5	
	メチルメルカプタン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.01	
	硫化水素		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.2	
	硫化メチル		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.2	
	二硫化メチル		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	0.1	
	トリメチルアミン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	0.07	
	アセトアルデヒド		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	0.5	
	プロピオンアルデヒド		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	0.5	
	ノルマルブチルアルデヒド		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	0.08	
	イソブチルアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.2	
	ノルマルバレールアルデヒド		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	0.05	
	イソバレールアルデヒド		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	0.01	
	イソブタノール		<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9	20	
	酢酸エチル		<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	20	
	メチルイソブチルケトン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	6	
	トルエン		<1	<1	<1	<1	<1	10	60	
	スチレン		<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	2	
	キシレン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	5	
	プロピオン酸		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.2	
	ノルマル酪酸		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.001	0.006	
	ノルマル吉草酸		<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009	0.004	
	イソ吉草酸		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	0.01	
臭気指数 (臭気濃度)		—	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)	—	—		

「<」：定量下限値未満を表す。

(2) 予測

1) 予測事項

予測項目は、煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響及び施設からの悪臭の漏洩による影響とした。

2) 予測対象

煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響については、「悪臭防止法」で気体排出口規制（2号規制）として定められている特定悪臭物質（13物質）濃度及び臭気指数とした。

施設からの悪臭の漏洩による影響については、「悪臭防止法」で敷地境界線規制（1号規制）として定められている特定悪臭物質（22物質）濃度及び臭気指数を対象とした。

3) 予測地点

煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響については、煙突より風下方向に約3kmの範囲または最大着地濃度地点とした。

施設からの悪臭の漏洩による影響については、事業計画地の敷地境界とした。

4) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とした。

5) 予測方法

① 煙突排出ガスによる悪臭の拡散

ア 予測手順

煙突排出ガスによる悪臭については図 5-1-4.2 に示すとおりであり、煙突排出ガスの排出条件及び類似施設等での調査結果を用いて排出濃度を設定し、大気拡散計算により短時間濃度（30 秒間）を計算した。

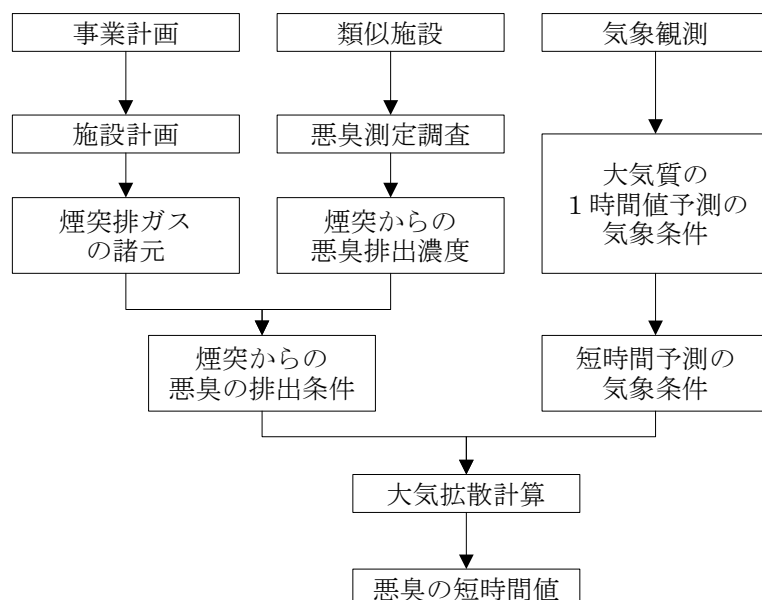


図 5-1-4.2 煙突排出ガスによる悪臭の予測手順

イ 予測式

煙突排出ガスの悪臭の予測に用いる予測式は、煙突排出ガスの大気質の1時間値の予測に用いた大気拡散式と同様とした。

なお、大気拡散式で得られる悪臭物質濃度は、拡散パラメータ（水平方向拡散幅 σ_y ）による評価時間（3分）に対する値であるが、悪臭に対する人間の臭気知覚時間は数十秒程度であり、大気拡散式による悪臭の評価について補正する必要があるため、水平方向拡散幅（ σ_y ）の平均化時間を3分間から30秒間へ修正して用いることとし、次に示す平均化時間の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot \left(\frac{t}{t_p} \right)^r = 0.285 \cdot \sigma_{yp}$$

ここで、
 σ_{yp} : パスキル・ギフォード図による拡散幅
 t_p : パスキル・ギフォード図の平均化時間(3分)
 t : 悪臭の平均化時間(0.5分)
 r : べき指数(0.7)

また、悪臭防止法の臭気指数2号規制によると、排出口と環境における複合系臭気の臭気濃度比と各物質の物質濃度比には下記の関係がある。そこで、環境中の臭気濃度は、大気拡散モデルから得られる物質濃度の予測値を1.68倍した。

$$\frac{Cs}{Ce} = \frac{Ds}{De} \cdot 10^{0.2255}$$

$$De = 1.68 \cdot Ds \cdot \frac{Ce}{Cs}$$

$$N = 10 \times \log De$$

ここで、
 Cs : 排出口における物質濃度
 Ce : 環境における物質濃度
 Ds : 排出口における臭気濃度
 De : 環境における臭気濃度
 N : 環境における臭気指数

② 施設からの悪臭の漏洩

施設からの悪臭の漏洩による影響は、現有施設が稼働している状況下で行う現況の悪臭調査結果による検討、事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき、定性的な予測を行った。

6) 予測条件

① 煙突排出ガスの排出条件

煙突排出ガスの排出条件は、大気質の1時間値予測時の排出条件と同様とした。

煙突から排出される特定悪臭物質（気体排出口規制：13物質）の排出濃度と臭気指数（臭気濃度）は、類似施設の調査結果（表 5-1-4.7）等を基に、表 5-1-4.8 に示すように設定

した。

なお、特定悪臭物質については、アンモニアとプロピオンアルデヒド以外は、それぞれ煙突から排出された時点で、既に敷地境界の規制基準値（A 地域）を下回っているため、予測の対象とはしなかった。

表 5-1-4.7 特定悪臭物質の排出濃度

(単位：ppm)

項 目 (気体排出口規制：13 物質)	排出濃度 (メーカー実績値)	敷地境界規制基準値 (A 地域)
アンモニア	1.7	1
硫化水素	0.003	0.02
トリメチルアミン	0.001	0.005
プロピオンアルデヒド	0.056	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.002	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.002	0.009
イソバレルアルデヒド	0.002	0.003
イソブタノール	0.1	0.9
酢酸エチル	0.1	3
メチルイソブチルケトン	0.1	1
トルエン	0.1	10
キシレン	0.1	1

出典：「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」（平成 15 年 城南衛生管理組合）

表 5-1-4.8 煙突から排出される臭気の排出条件

予測対象項目	排出濃度	排出量 (m³/s)
特定悪臭物質濃度		
アンモニア	1.7 ppm	0.0000114
プロピオンアルデヒド	0.056 ppm	0.000000374
臭気濃度 (臭気指数)	2,000 (33)	13,367

- 注 1. 特定悪臭物質については、煙突出口濃度が敷地境界における規制基準値（A 地域）を上回るアンモニアとプロピオンアルデヒドを予測対象とした。
2. 臭気濃度（臭気指数）については、「京都市悪臭防止対策指導要綱」に定める排出口（高さ 50m 以上）の指導基準の値を準用した。
3. 臭気指数 = $10 \times \text{LOG}(\text{臭気濃度})$
4. 臭気の排出量（臭気排出強度 O.E.R.） = 臭気濃度 × 排ガス量(乾き)

② 気象条件

煙突排出ガスによる悪臭予測時の気象条件は、煙突排出ガスの大気質の1時間値予測時の気象条件のうち、設定気象条件毎の最大濃度出現時の気象条件とした。当該条件は表 5-1-4.9 に示すとおりである。

表 5-1-4.9 煙突排出ガスによる悪臭予測の気象条件

設定気象条件	安定度	風速(m/s)	逆転層高度(m)
一般的な気象条件時	A	0.7	—
上層逆転層出現時	A-B	1.8	100～150
ダウンウオッシュ時	C	16.7	—
ダウンドラフト時	D	9.7	—

7) 予測結果

① 煙突排出ガスによる悪臭の拡散

煙突排出ガスによる地表における悪臭の予測結果は表 5-1-4.10 に示すとおりである。すべてのケースで、アンモニア及びプロピオンアルデヒドの最大濃度は敷地境界における規制基準値（A 地域：1 ppm 及び 0.05ppm）より低く、臭気濃度（臭気指数）の最大も 10 未満であった。

表 5-1-4.10 煙突排出ガスによる悪臭の予測結果

気象条件	最大濃度			風下距離 (m)
	アンモニア (ppm)	プロピオン アルデヒド (ppm)	臭気濃度 (臭気指数)	
一般的な気象条件時	0.00030	0.000010	10 未満 (10 未満)	80
上層逆転層出現時	0.00079	0.000026	10 未満 (10 未満)	530
ダウンウオッシュ時	0.00009	0.000003	10 未満 (10 未満)	660
ダウンドラフト時	0.00021	0.000007	10 未満 (10 未満)	840
敷地境界規制基準値 (A 地域)	1	0.05	—	

② 施設からの悪臭の漏洩

現有施設における悪臭調査結果によると、特定悪臭物質濃度は敷地境界における規制基準値未満であり、臭気指数も 10 未満である。

更新施設では現有施設と同等もしくはそれ以上の悪臭漏洩防止設備を設置する計画であることから、施設からの悪臭の漏洩による敷地境界における特定悪臭物質濃度は規制基準値以下となり、臭気指数も 10 未満になると予測する。

(3) 評価

1) 評価方法

評価にあたっては、煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響及び施設からの悪臭の漏洩による影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、必要に応じて環境の保全及び創造についての配慮が適正になされているかを検討した。また、環境影響の予測結果に基づき、国または府等の環境の保全及び創造に関する施策によって基準が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを検討した。

以上を踏まえ、悪臭については以下の「環境保全目標」を設定し評価した。

<環境保全目標>

- ・可能な限り環境保全措置を講じることにより、煙突から排出される悪臭及び施設から漏洩する悪臭による影響の低減に努めること。
- ・市民が不快な臭いをほとんど感じない生活環境であること。この評価を行うため、表 5-1-4. 11 に示す環境保全目標値を設定した。

表 5-1-4. 11 悪臭の環境保全目標値

項 目	環境保全目標値
特定悪臭物質	「悪臭防止法」の敷地境界における規制基準以下
臭気指数	10未満 ^(注1)

注. 臭いを含んだ空気を 10 倍に希釈したときに臭いを感じなくなる程度の臭いの強さが臭気指数 10 である。

2) 評価の結果

① 環境影響の回避・低減に係る評価

本事業では、焼却炉内では高温燃焼を行って、悪臭物質を熱分解するとともに、施設内を負圧に保ち悪臭の漏洩を防止する計画である。また、維持管理に伴う焼却炉停止時でも、活性炭吸着等により脱臭が可能な装置等を設けることを計画している。なお、現在、事業計画地では、更新施設と同様の悪臭対策を行う現有施設が稼働しているが、これまで現有施設に起因する悪臭に係る生活環境上の苦情が本組合へ通報又は連絡されたことはないことから、更新施設の稼働に伴う悪臭によって周辺環境に著しい変化はないものとする。

なお、施設の稼働に悪臭防止対策（環境保全措置）として、予測の前提とした以下の措置を計画している。

<実施計画段階における環境保全措置>

- ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。
- 排出ガス中に含まれる悪臭物質については、燃焼温度を 850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。
- ごみピット汚水は、炉内噴霧することによりごみの燃焼とともに高温で臭気成分を熱分解し、脱臭する。

- 焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。
- ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車のごみピットへごみを投入する時にのみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。また、プラットホームの入口に搬入室を設置し、搬入室の出入口に高速自動シャッター、搬入室の入口にエアカーテン、プラットホーム出口に高速シャッター及びエアカーテンを設置し、臭気の外部への漏えいを防止する。
- その他、臭気の発生しやすい機器又は場所には臭気対策を講じ、工場棟は、外部との開口部分を少なくして可能な限り密閉化する。
- ごみ収集車は、汚水や臭気が外部に漏出しない密閉式（パッカータイプ等）のものを採用し、タイヤや車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、洗車及び清掃等を励行するよう、関係機関に要請する。
- 洗車場は、囲いを設けるとともに、排水路も暗渠として場内の排水処理設備まで誘導する。

以上のことから、煙突排出ガス及び施設からの漏洩による悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減が図られていると評価する。

② 環境の保全及び創造に関する施策との整合性

本事業では、現有施設と同等またはそれ以上の悪臭対策を講じる計画である。その前提で実施した煙突排出ガスの予測結果によると、最大でも悪臭物質濃度は悪臭防止法の規制基準値以下であり、臭気濃度（臭気指数）も 10 未満と、環境保全目標値（悪臭物質濃度：敷地規制基準以下、臭気指数：10 未満）を満足している。

また、施設からの漏洩の予測結果によると、敷地境界で悪臭物質濃度は悪臭防止法の規制基準値以下であり、臭気濃度（臭気指数）も 10 未満と、環境保全目標値を満足している。

以上のことから、施設の稼働に伴う影響は、悪臭の環境保全に関する基準との整合性が図られていると評価する。